

お客様各位

青い森信用金庫

当座勘定規定の一部改定について

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、青い森信用金庫では、2026年3月31日の「手形・小切手の発行終了」に伴い、当座勘定規定を下記のとおり一部改定させていただきますので、ご案内申し上げます。

今後とも、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となる規定

当座勘定規定（一般用）

2. 改正日

2026年4月1日（水）

3. 改正内容

改正前	改正後
<p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) ～ (4) -略-</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) ～ (7) -略-</p> <p>12.（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) -略-</p> <p>13.（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>8.（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) ～ (4) -略-</p> <p>(5) <u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) ～ (7) -略-</p> <p>12.（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) -略-</p> <p>13.（支払保証）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>

以上